要求書受領

十一月二日内閣から、左記の者を食品安全委員会委員に任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（平成二十一年六月三十日任期満了の見上彪の後任）　熊谷　進

また、同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（八月十一日任期満了の細川清の後任）　細川　清

また、同日内閣から、左記の者を証券取引等監視委員会委員長及び同委員に任命したいので、金融庁設置法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月十九日任期満了による再任）（委員長）　佐渡　賢一

（同日任期満了の熊野祥三の後任）（委員）　吉田　正之

（同日任期満了による再任）（同）　福田　眞也

また、同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（八月二十三日任期満了の青江茂の後任）　河内山治朗

また、同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十五日辞職の豊岡昇の後任）　田村　貞雄

（九月三十日辞職の中川聡子の後任）　小豆澤照男

（同日任期満了による再任）　松本　陽

（同日任期満了による再任）　富井　規雄

（同日任期満了の宮本昌幸の後任）　岡村　美好

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣大畠章宏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月三十日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣菅直人は、ベトナム国く出張のところ十月三十一日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　仙谷　由人

外務大臣前原誠司帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月三十一日）

（新潟地方裁判所判事兼新潟家庭裁判所判事）判事　外山　勝浩

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（十一月一日）

法務省

（九州地方更生保護委員会委員）　浅野恵美子

地方更生保護委員会委員　浅野恵美子

更生保護法第十八条の規定による任期の満了により平成二十二年十月三十一日限り退職（十月三十一）

地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（十一月一日）　山内　優子

○定年退官

佐賀区検察庁副検事原口義隆は、検察庁法第二十二条の規定により十月二十七日限り定年退官

外務省

（在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官（公使））外務事務官　倉井　高志

大臣官房参事官に転任させる

国際情報統括官付に併任する（十一月一日）

文部科学省

武田　和義

国立大学法人香川大学監事に任命する（十一月一日）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　中尾　昭弘

辞職を承認する（十月三十一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　外山　勝浩

高田簡易裁判所判事に補する

高田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　東京簡易裁判所判事　中山　仰一

青森簡易裁判所判事に補する（以上十一月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月三日パナマ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

平成22年10月18日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年11月5日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　山形県米沢市、東置賜郡高畠町（以上一市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、山形県東根市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　新潟県妙高市、東蒲原郡阿賀町（以上一市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、新潟県佐渡市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　滋賀県東近江市、高島市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町、日高郡日高川町（以上二町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、和歌山県田辺市、海草郡紀美野町、東牟婁郡古座川町（以上一市二町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　香川県綾歌郡綾川町、仲多度郡まんのう町（以上二町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　愛媛県東温市、西予市、宇和島市、上浮穴郡久万高原町、北宇和郡鬼北町（以上三市二町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、愛媛県今治市、四国中央市、西条市（以上三市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、愛媛県大洲市（次の図に示す土砂崩壊防備保安林に限る。）、愛媛県西条市（次の図に示す干害防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　大分県竹田市、杵築市、玖珠郡九重町（以上二市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、大分県日田市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

関東地方整備局公示

荒川水系荒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成22年11月5日

関東地方整備局長　菊川　滋

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　自動車1台

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　埼玉県戸田市内谷地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成22年10月8日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成22年10月8日

(2)　保管の場所　埼玉県戸田市大字美女木5509番22地先